

平成28年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成28年3月11日（金）午前9時開議

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	中村精一
健康福祉課長	田邊浩一	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	白井実	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村幸夫	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹	手塚和夫
総務課主幹兼 総務班長	白井住三子	総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊
教育長	今井富雄	教育課長	鈴木庄一
教育課主幹 （指導主事）	吉野清久	選挙管理委員会 書記	白井住三子
睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介  
書 記 中山大輔

---

議事日程(第3号)

- 日程第 1 議案第 19号 平成28年度睦沢町一般会計予算  
日程第 2 議案第 20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算  
日程第 3 議案第 21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第 4 議案第 22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算  
日程第 5 議案第 23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算  
日程第 6 議案第 24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算  
(議案第19号から議案第24号まで一括議題、委員長報告・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定について  
日程第 8 議案第 2号 睦沢町空家等の適正管理に関する条例の制定について  
日程第 9 議案第 3号 睦沢町空地の適正管理に関する条例の制定について  
日程第10 議案第 4号 睦沢町教育支援委員会条例の制定について  
日程第11 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について  
日程第12 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について  
日程第13 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について  
日程第14 議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第15 議案第11号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について  
日程第16 議案第12号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関  
する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第17 議案第25号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について  
(質疑・討論・採決)

- 日程第 18 議案第 26 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 19 議案第 27 号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 議案第 28 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 議案第 29 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 30 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 31 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 議案第 32 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 25 議案第 33 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 26 議案第 34 号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(町長の提案説明、採決)

---

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議案第19号～議案第24号の委員長報告、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程に入ります。

日程第1、議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

この6議案につきましては、去る4日に開催の本会議において、その審査を予算審査特別委員会に付託し、審査が行われたところであります。そこで、その審査結果について、委員長より報告願います。

中村義徳委員長。

○予算審査特別委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

審査結果を報告いたしますけれども、お手元に平成28年度予算審査特別委員会審査結果報告書があると思いますけれども、これの1点目の審査対象、2点目の審査経過等は、皆さん既にもう経験してご存じのとおりでございますので、4点目の審査結果からご報告を申し上げます。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成28年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算については、指摘要望事項を付して、それぞれ原案のとおり可決することに決定しました。

5、指摘要望事項。

1) 社会保障関連経費の増加や、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたむつざわスマートウェルネスタウン拠点整備事業などに伴う財政需要を的確に捉え、効率的かつ安定的な財政運営に努められたい。

1) 小学校の再編は、児童がよりよい学習環境のもとで学べるよう、行政、学校、保護者、地域が一体となって取り組まなければならないものである。再編に伴い不安が生じることのないよう十分な説明を行い、理解が得られるよう努められたい。

1) 急速に高齢化が進み、医療や介護の保険給付費が大幅に上昇している中で、健康相談、健康教育、各種検診や介護予防事業などに取り組んでいるが、町民の健康に対する意識の醸

成や「健幸のまち・むつざわ」の実現と併せ、町民の健康増進に努められたい。

1) 近年、野生獣による農作物への被害が深刻な状況であり、各地区において地域住民が一体となって取り組んでいるが、根本的な解決策とはなっていない状況である。国、県、町や関係団体の一層の連携のもと積極的な対策が図られるよう努められたい。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

最初に、日程第1、議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。

平成28年度睦沢町一般会計予算に対する反対討論を行います。

その前に、ただいま議長よりご報告ございましたけれども、今日3月11日は、東日本大震災と福島原発事故から5年が経過をした日であります。睦沢町としても支援を行ってきたわけではありますが、改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。そして、全ての被災者の生活となりわいを再建出来るまで、国と東京電力が責任を持ってひとしく支援すること、原発ゼロこそ必要と考えます。

さて、本年度の一般会計予算ですが、私はこの間、総括質疑、また特別委員会でも質疑をいたしました。町政に求められているのは、長期にわたる経済、雇用悪化のもと、町民の暮らし、福祉が後退し、平和安全さえ脅かされている中で、自治体の役割である住民の福祉の増進を図る、このことを真正面から取り組むことこそ最優先だと考えます。

この点では、個々の政策については、重度身障者医療給付改善事業の65歳新規者への町単独助成や、のびのび子育て応援商品券、住宅リフォーム助成金など施策があり、評価するも

のであります。

一方、今後の町の財政を始め施策展開に大きな影響を与えるスマートウェルネスタウン構想の拠点整備事業は、町農業を始め地域経済活性化への見通しや、健康増進、若者定住へのソフト面の充実始め、町としての十分な裏づけがなされないまま、民間任せで推進をされており、長期にわたる町財政への影響も払拭されていません。

その一方で、高校卒業までの医療費無料化の実施と引きかえに、利用者への窓口300円の新たな負担を強いる内容であります。そして、この施策によって新たに町負担分337万9,000円ですが、個人負担のこの診察によって260万の住民負担増となるものであり、町がその気になれば、こうした負担をしなくても十分医療福祉の充実へと図れるのでありまして、ぜひこのことは再考いただきたいとお願いするものであります。

次に、その手法の問題であります。確かに私は、現町長になって、オープン、そして住民参加型ということを進められてきております。この点では評価をするものであります。しかし、小学校の統合問題では、最終段階での十分な住民合意のないまま、住民説明はやっていくという一方、統合のための土睦小学校の改修工事としての予算となっているわけでありませぬ。トイレ、教室エアコンなど内装面での要望にも十分応えるものになっているとは思えません。

目に見える、いわゆる箱物と言われるものは、一方では町としては魅力的施策と映ります。しかし、国の経済悪化が顕著になってきている今、町だからこそ、自治体だからこそその福祉、暮らし、子育て、教育など、若い方も長く住んでいきたい、そう思うソフト事業こそ重視をし、あくまで住民との十分な合意のもと進めるという行政を求めるものであります。

以上の理由により本予算に反対をいたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 13番。

平成28年度睦沢町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成28年度予算においては、内閣府の月例経済報告では、景気は緩やかな回復基調が続いているとされているものの、本町の財政見通しは楽観視出来ない中、選択と集中により投資的経費等を調整するなど経費削減に取り組む一方、国・県補助金等の情報に注視し、財政確保に努めるとともに、財政措置のある有利な地方債を活用するなど、健全な財政維持を念頭に置き、予算を編成しているところは評価に値し、今後も一層の努力を望むところであります。

す。

まず、ふるさと納税の返礼品を通して、睦沢町及びむつざわブランドを全国にPRすることと、道の駅の移転、拡充を視野に入れた専門家による生産物指導や、新規就農者、定年帰農者等を対象とした農業塾の開催などにより、町の基幹産業である農業の発展に寄与することを期待するものであります。

次に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという面では、子ども医療対策事業において、医療費の助成を高校3年生まで拡充し、子ども・子育て支援事業については、のびのび子育て応援商品券を交付し、保護者の経済的負担の軽減に努めていることは評価するものであり、今後も引き続き、若い世代が安心して出産、育児が出来る環境づくりが行われることを望みます。

次に、今後の睦沢町の将来を左右するとも思われるスマートウェルネスタウン形成事業について、本町のランドマークとも言える施設であり、農業の活性化、健康支援、教育にも事業展開が期待されるところでございます。また、睦沢町への経済的な好影響をもたらすことも望むところでございます。

教育について、小学校の統合については、今後も十分に住民説明を行い、理解を求めるよう努めていただくことを望みます。また、近年グローバル化に対応するための英語教育の充実や、地域全体で子供たちへの学習を支援し、人間力を高めることは、将来の睦沢町を背負っていく子供たちにとって必要不可欠と私も考えるところでございます。

最後になりますが、本年度も引き続き地区懇談会を実施することですので、町民、議会、行政が一丸となって、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定められた睦沢町の目指すべき将来像、『住もうむつざわ 行こうむつざわ「新しいまちのかたち」がここにある』の実現に向け、睦沢町に住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでいただくことをお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第2、議案第20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。

平成28年度陸沢町国民健康保険特別会計予算への反対討論を行います。

大事なことは、もともと国保会計というのは、各種の職域保険に加入出来ない低所得者や高齢者も含めた医療保険であり、いわゆる国民皆保険制度の一環をなす極めて重要な保険であります。つまり、制度の本質として、負担能力に欠ける被保険者の存在を当然の前提としている制度であります。

そして、国民健康保険法第2条では、「国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う」として、国民が医療を受ける権利として積極的に認めているものであります。

私は、町民の国保税負担が暮らしを圧迫している現実を一般質問でも指摘をいたしました。今、自治体の役割の基本である地方自治法、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」、この本来の役割として、国保税の引き下げは切実、そして町の全体財政状況から見ても十分可能だと考えるものであります。

そして、その基本的責任が国の国保繰入率の削減を行ったことにあることも、これまで私はたびたび指摘をしていることでありまして、明らかであります。だからこそ、平成15年、16年度と、都道府県や自治体の強い要望に押されて、国は保険者支援制度の拡充をせざるを得なかったわけであります。

今、こうした中で、県内の半数の自治体も一般会計からの繰り入れを実施し、負担増を抑えようとしています。町長は、町の保険税が低いことを理由に引き上げを合理化しておりますが、まさに私は、高きに合わせるのではなく、この状況こそアピールして若者定住へと生かすべきではないでしょうか。

こうした国保税の状況は、町民自身が税負担を積極的に行うなど、徴税率の高さなど住民の努力が大きな要因であります。ところが本予算は、医療給付の急激な増大を前に、そのまま保険税1人当たり1万円引き上げという大幅値上げの予算になっているわけであります。町の一般会計補正予算を見ても、当初の予算の財政調整積立繰入金1億4,000万円をしなくともよくなっており、6,299万1,000円を新たに積み立てているわけであります。

このまま2018年度から国保都道府県化となれば、県が医療サービス抑制や住民負担増へ町を通じて進めさせることになりかねない。町自身としても大変厳しい状況になりかねない福

社後退の仕組みを作ることになるわけであります。私は今、困っている住民の暮らしを支える、この自治体本来の立場から言っても、以前行ったように一般会計からの繰り入れを行い、住民負担の増大を防ぎ、軽減すべきであります。

以上の立場から、本予算に反対をするものであります。

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 8番。

平成28年度国民健康保険特別会計予算に対し、賛成討論をいたします。

国民健康保険は、長い歴史を経まして全国市町村に普及され、国民皆保険の根幹をなすものとして今日に至っております。また、平成20年に創設されました後期高齢者医療制度とともに社会保障の重要な役割を担い、日々充実して今日に至っているところでございます。本町におきましても、高齢化率が36%を超える中、町民の医療保険を支え、安心して暮らせる社会保障として大きく生活に寄与しているところであります。

平成27年度の医療全体給付費は相当大きなものになっております。中でも先進医療に伴う高額医療費の急激な増加は、基金の取り崩し等、非常に予断を許さない、こういう状況になっているところでございます。このような状況の中で、平成28年度は保険税のやむを得ない範囲での値上がりを見たものの、一般会計からの法定外の繰り入れもせず、町民の暮らしと健康を支える制度として安定した役割を果たしているものと考えます。

また、医療費の抑制については、健康診査の受診率の向上を始め、病気予防に対する保健指導を積極的に行っている、これは今後も大いに期待するところでございます。今後も、健康長寿のまち、睦沢町、これを町外にも発信し、国民健康保険の運営、これについても十分配慮して、原案に賛成するものといたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第3、議案第21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第4、議案第22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。

平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算への反対討論を行います。

この介護保険の導入前後から、私は、この介護保険が誰もが安心して老後が送られる制度だと盛んに宣伝をされ、導入をされたわけであります。その時点から私は、こうした制度は一度導入されたら、負担増、サービス低下にならないという保証はないのではないかと厳しく指摘をいたしました。

この間、何度かの改正の中で、私の危惧がまさに残念ながら当たっていたわけであります。今回の予算も、今度は事もあろうに要支援を介護保険適用から除外するという、まさにサービス削減の典型とも言うべき予算となっているわけであります。

これは国の施策後退の問題であります。自治体として現在維持努力をされている点は評価をいたします。しかし、福祉施設への助成削減、住民負担増の流れの中で、まさに、命も金次第なのかと住民から言われるような事態であります。

私は、介護保険が本当にこうした対象者への福祉につながるよう国にも町にも求める、その意を表しまして反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○6番（麻生安夫君） 6番。

平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は大きな見直しが見られ、本年度より、介護を必要とする人を社会全体で支える介護予防・日常生活支援総合事業がスタートし、地域の実情に応じて住民等が地域の支え合い体制を推進します。

また、要支援者には訪問介護や通所介護事業が市町村の地域支援事業に移行します。このような中で、第6期介護保険事業計画の中間年度の予算であり、過去の実績により給付費の推計もされております。この給付費は年々増加しておりますが、介護が必要なときに受けられる本制度は、なくてはならないものだと思います。

高齢化が進む中で、介護予防推進のため、出張予防教室が各区で開催されておりますが、これが全区で開催されることを望みます。このような教室の開催により、地域の人々の交流を促し、元気な高齢者、健康な高齢者づくりの施策に積極的に取り組んでいることは評価に値します。

今後、町の特性を生かし、地域の実情を考慮し、地域に合った介護予防の推進をお願いして、本予算に賛成します。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第5、議案第23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算に対する討論を終わります。

最後に、日程第6、議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。

平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算への反対討論を行います。

本予算は、もともと負担能力の弱い後期高齢者を医療保険として分離をする、いわゆる年齢での医療福祉差別と言うべき制度であると指摘をして参りました。

本予算を見ても、低所得者負担軽減を理由に全体の負担増を求める内容であります。この国の発展に努力されてきた後期高齢者の方々が、老人福祉法にあるように、第2条、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」という、この理念に逆行する予算ではないかと指摘をし、本予算に反対であります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

千葉県後期高齢者医療広域連合の運営による後期高齢者医療制度の予算であります。町は広域連合の決定に基づき、保険料の徴収や給付にかかわる各種申請書の受け付け事務などを行っております。

保険料については、医療給付費の増加や被保険者数が増加していることなどから、見直しにより増額となりましたが、均等割の所得基準額を引き上げ、2割軽減及び5割軽減の対象者が拡大されます。

また、保健事業費では、人間ドックや脳ドックの助成事業が引き続き実施され、後期高齢者の健康管理に万全を期していると思われまます。

よって、本予算は適切であると認め、原案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成28年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第19号 平成28年度睦沢町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第20号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第21号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第22号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成28年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第23号 平成28年度かずさ有機センター特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第24号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。

この不服審査会でありますけれども、どういう行政不服の内容を審査会に諮るのかと。出された段階で町長自身が判断をし、その審査会に出すかどうかというふうにするものではないかと。全てを審査会に出すのではないというふうに私は理解をしたわけではありますが、その辺の基準というのはどこにあるのでございましょうか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりお答え申し上げます。

従前の法の内容でいきますと、審査請求人から町長に直接出され、町長がその決定をなしてきたわけですが、今度、行政側が処分した行為につきまして審査請求人から審査請求があった場合に、審理員という委員を町は立てます。その審理員は、処分した担当課とは別の職員、課の課長等々になると思いますが、審理員を立てまして、そこで処分を行った課との、また審査人との間に立った調整を行ってまいります。その結果を意見として

審理員から町長に出されるような形になってまいります。

そこで、却下の場合は、そのまま町長が裁決を下すわけでございますけれども、審理員が判断した行為について、客観的に見る客観性や公平性を高めるために、第三者の立場から審理員が行った審理手続の適正性や判断の適否を審査していくということで、第三者委員会、今回お願いしています委員会を設置するものでございます。

どのような内容かといいますと、行政が処分した行為に対して審査請求があった場合にそれを審査する。それが正しかったのか悪かったのかを審査していくという機関というふうにご理解いただければと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） つまり、所定の手続に基づいて行政不服の請求を行った場合について、この審査会は、却下されたかされなかったかというものを別として全てを知ることはないと。その前に、庁舎の別の部署のところと合議をして審査会に出すということなんですか。それとも、この審査会については、出された問題については、却下された問題も含めて一応内容は知っているということになりますか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 当審査会につきましては、町長からの諮問機関でありますので、出されたものだけを知ることになります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） だから、最初に聞いたのは、そこの判断基準は何かということなんです。出すか出さないかという判断基準は、全く判断基準がなく、他の部署なり町長が、これはいい、これは悪いということはないでしょう。もう明確に、余りにも法律や条例的におかしいじゃないかという、はっきりしているものだったらわかるんですよ。そこの基準は何なんですかということを知っているわけです。つまり、審査会に出す、出さないを決める審理員または町長の判断基準を知っているわけです。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 諮問をする必要がない場合の例がございまして、他の法令等の規定に基づき議を経ている場合、次に審議会等の議を経ている場合、審議会というのは他の審議会とか、いわゆる決定機関の議を経ている場合。3番目といたしまして審査請求人が諮問を希望しない場合、4番目といたしまして第三者機関が町長から出された諮問を不要と認めた場合、5番目といたしましてはその審査請求が不適法であり却下する場合。それと、町長

がする処分が審査請求を全部容認する場合、出された場合に、それはそうですねということで全部容認する場合。それとあと1点、審理員による審理手続が行われなかった場合は駄目だよというふうになります。それが一応基準になっております。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第2号 睦沢町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは、空家等対策の推進に関する特別措置法、これに基づく制度でありますけれども、かなりこれは強制力を持っている。それ以前のさまざまな行為はあるわけですが、強制力を持っているわけでありまして、そのために国のほうでは、除去工事に要する費用についての補助、空家等対策計画に基づく空き家の除去経費などの特別交付税措置がされるというふうにありますけれども、こうしますと、ある空き家に対して強制的な除去等をやらなきゃいけないという場合については、つまり翌年度になってしまう、遅

くなってしまうというようなことになりかねないと思うんですが、そういう緊急性のある場合についてはどうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚生活環境・地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

議員の今ご質問の中の除去の部分でございますが、これについては、最終的には代執行するような形の除去になるわけでございますが、そこに至るまでに、先程議員のほうからもお話がありましたように、段階的な指導から始まりまして、指導、助言、また勧告、さらに命令、代執行という形で、段階を踏んだ中でそこまでいかないといけないという経緯がございますので、どうしてもそこまで至るに当たってはかなりの時間を要してしまうということの中から、出来るだけ早くその辺も含めた中で、町全体の計画、また協議会を立ち上げて、早目に、事故が起きてからというわけではなく、事前に計画の中でそれを把握した中で、どのような執行をしていくかというところを、先手を打った形で行っていくことが必要になるかと、そのように考えております。

まして補助金のお話もいただきましたが、この補助金を使うに当たっては、国のほうは協議会と計画については必ずしもつくりなさいという言い方はしておりませんが、ただし補助金を使う場合には、その二つについては必ずあることが条件だという形で申しておりますので、そちらのほうも早目に整備を進めた中で、町として後手を踏まないような形を今後考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 説明のあった内容ですけれども、いわゆる空家対策総合支援事業ということでありまして、市町村と民間業者、つまり単なる撤去ではなくて、空き家をどのように活用するかという事業者との連携をして実施をするということでもありますから、積極的な側面を持っているわけですが、睦沢町については、こうした事業をきちっとやらなければならないというような空き家の状況と認識されているんでしょうか。また、それはやるならば、今年度あたりでもこの事業計画を作るという考え方なのでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） お答えいたします。

まず空き家の状況でございますが、説明の中でも申し上げましたが、今280ほどという捉え方をしております。ただし、その中でいわゆる特定空き家、緊急性の高い、すぐにでも対

策をしないと近隣住民へ多大なる影響を及ぼすといったところは、現在のところはまだ見受けられておりません。ただし、今後そういった状況をさらに詳しく把握をした中で行っていききたいと、そのように思っております。

それと、必ずしも除去だけを考えるわけではなく、それをうまく利活用していく、これも今回の法律の中では国が特に定めている部分でございますので、現在、町も空き家バンクで、もう数年にわたりそのような事業も展開しておりますので、今後はそちらの事業等とも連携をとりながら、必ずしも除去するだけではなく、利活用して再生をしていくということも視野に入れた中で進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 第4条についてお伺いします。第4条には、空家等対策の推進に関する特別措置法とありますけれども、これは国の法律ということでよろしいんですね、解釈は。ついてはこの条例なんですけど、近隣市町村ともほぼ同じ条例を出すということでしょうか。内容については町独自の内容ではないということに理解してよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

こちらの条例自体が、かなり国の法律を踏襲するような形の条例になっております。今年度、管内の市町村、7市町村でございますが、ある程度条例の内容の足並みをそろえましょうということの中から、2度ほど担当者レベルではありますが勉強会も開催をさせていただいた中で、ただ、近隣の状況ということになりますと、今回3月の議会定例会において上程をする市町村は、睦沢町と長生村の二つでございます。他の市町村につきましては、まだ現状の把握が完全に出来ていないということの中から、来年度においてはまずは調査を行って、その後、条例のほうを整備していくというふうに聞いております。

ただ、議員ご質問の、内容が市町村によって異なるのかという点におきましては、各町村によって若干、空き家に対する状況、また考え方の差異がございますので、全く同じものということではありませんが、あくまで条例は国の法律にのっとった形で作られますので、ほぼ同じようなものが出来てくるのではないかと、そのようには認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 11番。

280戸あると言われておりました。この情報の提供でありますけれども、第7条に、住民等は、空家等が管理不全状態であると、そう認めたときには情報の提供をしてくださいよというふうに書いてありますけれども、この管理不全というのはどこら辺までを指しているのかを教えてください。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

まず、この管理不全という内容でございますが、まず1点としましては、明らかにそのこの建物が1年以上にわたって放置されているであろうと、そちらのほうの一つの目安となります。

また、今後いろんなケースが出てくると思うんですが、報道の中でもありますように、完全にそこがごみが捨てられていると、単なる構造上建物としては問題はないと思われましても、その敷地内がかなりごみ屋敷のような形になっている。そういったものも一つの管理不全ということになりますので、とにかく住民の方から情報をいただいた中で、その後は調査等をいたしまして、その状態についてきちっと把握をした中で、対策を立てていくというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） そうしますと、住民はこの情報の提供をするに当たって、とにかく誰々が情報を提供したとか、何とかかんとかということが出てくるといけませんので、その受け皿として、情報の提供の受け皿、どのように考えているのでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） ただいま議員おっしゃるように、情報の提供をした場合、やはり近隣の中で誰がそのような形でしたというような話になってもいけませんので、あくまでも町としては、それはきちっとした個人情報という捉え方をしまして、取り扱いについては厳重に注意をした中で、また、その情報をいただいた中で事務

を進めていきますと、協議会等々にもその案件が上がってくると思われしますので、その際には、先程申しましたように、どなたからの提供であるということは当然伏せることもあわせて、個人情報という捉え方の中で取り扱いを厳正にしていきたいと、そのようには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町空家等の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第3号 睦沢町空地の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは法律的な強制力のないものでありますが、ただ、この管理の問題については重要な内容だと理解をしております。

そこで、第2条の問題は5のところにあります。この雑草等が云々放置されているというのはどういう状況をいうかということで、例えば火災、犯罪については誘発するおそれがあると見て私はこれはいいと思います。もしものことがある。ただ、病害虫の発生を誘発する

おそれとなってしまうと、もう全ての空き地がおそれというふうになってしまうような、規定が非常に曖昧であるのではないかなと。それからもう一つは、廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき、これも非常に曖昧規定ではないかなというふうに思うわけであります。

というのは、例えば宇治市、同様の条例を作っておりますが、この場合については衛生害虫の発生場となっている。具体的に発生されていると、それ以上広がらせないという、つまりもう動かない事実という形で言えば様々なトラブルもないと。

それから、ごみの不法投棄が著しい場合、これも曖昧といえば曖昧ですが、具体的に投棄が少しでもされていれば指定出来るということでありまして、この辺が非常に、今言った2点について余りにも曖昧過ぎるのではないかと。例えば宇治市のような形でより明確にしたほうがいいのではないかなという気がするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 手塚担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） 命によりお答えいたします。

議員おっしゃるように、やはりその辺は非常に私どもも悩んだところでございます。今回、管理不全な状態を定義するに当たって、どのようなケースが出てくるかという想定も、まだ正直出来ないところでありますが、今おっしゃるような形で完全に明確にしたらいというご意見も頂戴した中で、今後、運用の中でまた明らかに、その部分はきちっと定義をしたほうがより運用がしやすいというようなことになってきた場合は、また一部改正なりで対応させていただきたいということで、先程お話しありましたように、今回この空き地の条例に関しましては、特に上位法がないものでございますので、正直、これから手探りの中で運用していくということもありますので、そこについては今後またご指導いただいた中で、ご理解をいただければと、そのように考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 具体的にその管理者に要望する、お願いするわけですが、その際、明確に管理をきちっと出来るような状態にある方と、やむを得ないさまざまな理由によって放置せざるを得ないと見られる問題もあるのではないかと。そうした場合に、町としての様々な案内や支援策、これは極端には出来ないわけですが、なるべく本人にやりやすいような形での案内をするというような、そういう仕組みも同時にやって、より効果的なものにしたほうがいいのではないかというわけであります。

一部には草刈り機の貸し出しなんていうところもあります。これはいいかどうかわかりま

せんけれども、こうした本人がよりやりやすいというようなところも、私は検討すべきではないかと思うわけでありますが。

○議長（市原重光君） 担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（手塚和夫君） お答えいたします。

今お話のありましたように、町として単純にそれを何とかしてくださいと言うだけでは、出来ない部分は当然ございますので、第7条に指導という条項がございます。ちょっと条文を読ませていただきますと、「町長は、前条の調査により、空地が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、管理不全な状態を解消するため必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。」。この指導の中には、あくまでこれは命令ではなく、こういった形で解消することも出来ると。一つの例といたしましては、そこの空き地がかなり放置状態になっている例としては、現に睦沢町に住所を有していない方が所有するものというのがやはり見受けられます。そのような場合、ご本人がこちらに来て草刈りをするということとはなかなか出来ませんので、町のシルバー人材センター等をご紹介するなりして、それで解消した例も過去には数件ございます。

そのような形で、出来るだけ町としましても、その方のご負担は発生いたしますが、このような方法もあるということのご指導と申しますか、それも含めた中で行っていきたいと、そのようには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町空地の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで10時15分まで暫時休憩といたします。

(午前10時01分)

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午前10時15分)

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第4号 睦沢町教育支援委員会条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 2条のどういうことを協議するかというところですが、非常にこれも抽象的なものが多くて、例えば県の状況を見ますと、地域における教育体制整備の状況とか、障害の状態なども含めて、そういう観点から特別支援学校への就学などの問題も含めてあるわけですが、例えばこうした地域上の問題も含めてというふうに明確に入れたほうがいいんじゃないか。必要と認める状況だからそこへ入ったといえ入っているわけですが、これも。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） お答えいたします。

2条の関係、障害のある児童及び生徒等の就学等に関する事項ということで、もうちょっと細かいという点でございました。

内容につきましては、今までありました就学先の決定に加えまして、その後の指導も続けるというものでございます。内容については、県等と同じような形で進めていきますけれども、睦沢町の状況の部分もございまして、それらも含めて一人一人を十分時間を設けて、その後の就学先の決定した後も支援をし続けるような体制でいきたいというふうに思っております。

ただ、今までの就学指導委員会委員のメンバーを大きく変えるものではございませんので、引き続きその方々の人材の活用もしていきたいというふうに思っております。よろしくお願

いします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） つまり一言に障害と言いましても、視覚、聴覚、それから知的障害、肢体不自由、病弱と色々あるわけで、つまり一人の医師、今これだけ分業しているわけですから、一人の医師の方で十分そういうところまで見られるのかという問題もあると思うんです。

ただ、町の場合、そんな何十人も出るわけじゃないわけですから、その点で、医師といった場合は特定の方でずっといいのか。例えば、その状況に応じては、その専門の方の意見も聞くというような、ここに入らなくても、そういうような措置なども必要なのかなというふうに思うんです。これは抽象論ではありますが。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○教育課長（鈴木庄一君） 障害等の状況については、学校教育法施行令の22条の3で規定しております。今、議員がおっしゃったとおり、視聴覚障害並びに知的障害等のものがございます。これが基準になるというものでございます。

それから、現段階でも診療所の大川先生が医師として来ていただいているところでございます。全てが専門ということではございませんので、第6条の4で、「委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。」ということがございますので、その状況に応じて必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 陸沢町教育支援委員会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 3カ月か半年でしたか、提出、意見を述べられる期間が伸びたということですが、例えばさっきの空き家問題ではありませんけれども、このうちに住んでいないという場合に、本人にこの行政措置がきちっと伝わっていたかどうかという点で、一定期間を延ばしても、いや実は知らなかったんだということ、過ぎた場合ということもあり得ないとも言えないということであれば、その措置がきちっと相手に、理解ではなくても承知をされているということについての保証というのは、この条例の前の問題であります。半年なりの期間で大丈夫なのかと言えるのかということなんです。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 議員のおっしゃるとおりでございますが、今回の法律改正によりまして、不服申し立て期間が現行の60日から3カ月に延長することとなりました。本人には、通知文と同時に教示文が付きましますので、この期間につきましては法律で定められた期間でございますので、現在90日ありますから、町といたしましてはこの期間で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第12、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第13、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 3番。

この報酬の欄でございますが、前回の会議中にも申し上げましたけれども、一番下のその他の活動に従事する隊員の1日につき3,000円、これは3町合同でやっておりますので、もう少し何とかならないかと。3町合同でやるのが基本なんですけれども、執行部の人たちにお伺いしますが、この3,000円という金額は、上の色々な人たちの報酬を見た場合、これで妥当かどうか、あるいはもう少し上げたほうがいいのかどうか、そういったお考え、それと、今後努力をいただきたいということでお願いいたします。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） ただいまのご質問ですけれども、3,000円が高いか安いかわりというふうなことでございます。議員もご存じのとおり3町合同でやっております、この件については、その3町で足並みをそろえてというようなことが基本でございます。予算審査特別委員会の折にも申し上げましたけれども、今後は長柄町、長南町とその点についてもあわせて協議をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） わなを使用した捕獲に従事するということだと、この対策実施隊員というのは、わな使用の、免許でしたか、資格でしたか、それを全員持っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） そのとおりでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それと、よく放送がありますけれども、これは猟銃等での捕獲ではないんでしょうけれども、これはこういうところに入らないというのは、何か別途、どういう規定になっているんですか。

○議長（市原重光君） 平山課長。

○地域振興課長（平山義晴君） これは、実施隊が行う通年の、1年を通した活動に対して報酬6万円というものが支払われるものでありまして、3町合同は実施隊の活動とは別な形で報酬が支払われております。今回の6万円というのは、期間を限定したのではなくて、通年の活動に対して支払われるというものでありますので、そのようなご理解をいただければと思います。

○議長（市原重光君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第14、議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 12番。

この条例上ではありますが、基本的にはこれまで同様の措置等はやられていたと、明文化したということの理解でよろしいですか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 今までも地方税法の中で徴収の猶予をやっておりました。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第15、議案第11号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) ゲートボール、ペタンク場については、実態的にこれはないということなのでしょうか。こういうところで例えば何かをやりたいといった場合については、他の施設等の利用が保証されているということなんでしょうか。

○議長(市原重光君) 鈴木教育課長。

○教育課長(鈴木庄一君) ゲートボール、ペタンク場につきましては、現在の形では、今はほとんどやる人がいないということがございます。この後、他のことでもそういうようなところで、今まであった場所のようなところで使いたいということであれば、今のグラウンドや多目的広場等がございますので、そちらのほうを使っていただきたいというふうに思います。今回に関しては、その場所は、こども園の子供たちの遊び場とってはおかしいですけども、そういう場で使わせていただきたいというものでございます。よろしく願います。

○議長(市原重光君) 他に。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第16、議案第12号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) サービスの各種の保存資料について、2年のところもあるということと5年にするということだと思ふんですけども、これはどこでも2年で廃棄をしていると、そういうことでしょうか。

○議長(市原重光君) 田邊健康福祉課長。

○健康福祉課長(田邊浩一君) 国の施行令のほうでは保存期間2年としてありますけれども、町のほうの地域密着型につきましては、民法上の時効の関係で5年という形で設定させていただいております。

○議長(市原重光君) 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 陸沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第17、議案第25号 陸沢町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 審議資料の中で定款があるわけですが、その6で骨董品とある。わざわざこういう細かく何々品ということを書かなければいけないのでしょうか。別になくても売るのは売ってもいいのかなという気がしますが。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 定款にその行う業務を掲載してあるわけですが、この点については、新たな取締役の方々に検討した結果、現在、つどいの郷のほうに組合員の方からそういうものが実際には出され、また販売がされているということで、載せておいたほうがいいたろうというようなことで、今回、新たに骨董品という名目を加えられたものであります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 載せておいたほうがいいんじゃないかなという、その程度でよければいいんだけど、やっぱり何か一定の分類というか、そういうのがあったからと言っていただくと私は納得出来るんですよ。何かなあなめで、いいんじゃないの、いややめておくと、そういうような話ではないとちょっと思ったので。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 従来この記載がなかったわけですが、実際、

つどいの郷の品目にそういうものがあるということから、記載するべきだという意見で記載になったものでございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第18、議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は3名で構成されており、その任期は3年であり、うち委員1名が本年3月19日をもちまして任期満了となります。

任期満了を迎えます委員は、茂原市茂原1565番地12、豊田正一氏でございます。豊田氏は、不動産鑑定所代表取締役並びに千葉地方裁判所鑑定委員を務め、土地区画整理士の資格も有

し、平成14年7月1日から固定資産評価審査委員会の委員としてご活躍いただいているところであります。

温厚篤実な人格であり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として再任をお願いいたしたく、選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意をいただくものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案に同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第19、議案第27号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第27号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年10月1日より、教育委員として町教育行政の推進にご助力をいただきました飯塚

史美代氏の任期が平成28年3月31日で終了いたします。

飯塚史美代氏は、瑞沢小学校の合唱指導や睦沢中学校の音楽科非常勤講師として児童・生徒とも多く接するとともに、地区PTAや青少年相談員としての活動にも積極的に取り組み、また、保護者としても、その温厚な人柄と熱意ある行動を通し、町教育行政の推進に力を発揮していただきました。

今後、教育改革の推進や学校教育環境の整備等の課題も多くあることから、引き続き選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号 睦沢町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案に同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第28号～議案第34号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第20、議案第28号から日程第26、議案第34号までの睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提出者の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第28号から議案第34号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、農業委員会法の一部改正に伴い、先の議会定例会において農業委員の定数につきご承認をいただき、4月1日に7人の農業委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得るものです。

農業委員の選任に当たりましては、農業委員・農地利用最適化推進委員募集要項に基づき、本年1月18日から2月17日までの間、公募及び各区長に推薦をお願いし、一般からの応募が2人、地区からの推薦が6人となり、合わせて候補者は8人という結果になりました。

その結果を受け、副町長を委員長とし、総務課長、税務住民課長、地域振興課長、農業委員会事務局長で組織する農業委員候補者評価委員会において、認定農業者であるか、委員としての取り組みに対する意欲、また、中立な立場の委員となるにふさわしいかなど、厳正かつ公平な審査結果をもとに、定数である7人の方々を選任いたしました。

なお、8人のうち1人の方については、農業委員、農地利用最適化推進委員両方に推薦がされており、認定農業者ではなかったことから、農業委員ではなく、推進委員として農業委員会からの委嘱を検討していただくことといたしました。選任された7人のうち、5人の方々は認定農業者であり、法で定める過半数は認定農業者である要件を満たしております。

また、粒良忠勝氏、瀬戸秀夫氏、川野剛氏は現農業委員であり、粒良氏は会長、瀬戸氏は会長職務代理としてその職務を全うされており、お二人とも農業に長く携わってこられました。また、川野氏は、会社勤めを終えられてから農事組合法人川島営農組合員として農業に携わってこられ、3人とも農業に関し深い識見と農業委員会業務について精通されている方々であります。

次に、高師正行氏、中村喜充氏は、水稲だけでなく果樹、野菜等を栽培し、農業に積極的に取り組んでおられます。高師氏は、平成24年千葉県警を退職後、本格的に農業に従事され、地域の農地利用集積を積極的に進め、水稲、果樹栽培の専業農家を経営されております。

また、中村氏は高校卒業後、メロン、水稲栽培に取り組み、近年は露地、施設野菜を中心に栽培を行うとともに、本年1月からは、有限会社つどいの郷むつざわの代表取締役として、道の駅つどいの郷むつざわの運営の中心となり、携わっておられます。

上村大成氏は、平成22年3月、京都大学法学部を卒業後、同年9月に司法試験合格、翌23年12月に弁護士登録され、現在、東京都港区の山崎法律事務所に勤務され、本町における行

政関係の顧問弁護士をお願いしており、本町の状況にも精通をされております。

櫻井美津子氏は、千葉県立成東高等学校を卒業後、平成26年2月、司法書士登録されると同時に司法書士事務所を開設され、全国青年司法書士協議会人権擁護委員会幹事、千葉県青年司法書士会幹事などを務められております。

上村氏、櫻井氏ともに農業経験はございませんが、今回、法律に盛り込まれた中立な立場の委員として適任であるとともに、特に櫻井氏は女性委員ということで、女性、青年の積極的な登用という面にも合致すると考えるものであります。

担い手の減少や耕作放棄地の増加、TPPへの対応など、農業を取り巻く状況は厳しさを増し、農業委員会の役割もますます大きなものとなりますが、法改正後の新たな農業委員会としての使命を果たしていただけるものと考えます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第28号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第29号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第30号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第31号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第32号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第33号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案に同意することに決定しました。

次に、議案第34号 睦沢町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案に同意することに決定いたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変どうもご苦労さまでございました。

（午前10時57分）